

特定非営利活動法人 日本小児血液・がん学会
第 21 回（平成 26 年度第 5 回）理事会議事録

日 時：平成 27 年 5 月 1 日（金） 11：00～17：00

場 所：AP 品川 E ルーム

東京都港区高輪 3-25-23 京急第二ビル

出席者：堀部敬三（理事長）

越永従道（副理事長）

井上雅美、大賀正一、小川千登世、小原 明、菊田 敦、嶋 緑倫、滝 智彦、

田尻達郎、野崎美和子、檜山英三、堀 浩樹、前田美穂、米田光宏

（以上理事）

田口智章（監事）

杉田完爾（第 57 回学術集会会長）

黒田達夫（第 58 回学術集会会長）

石井榮一（第 59 回学術集会会長）

欠席者：田中祐吉（理事）

花田良二（監事）

議長：堀部理事長

冒頭に、本日の理事出席者数は 16 名中 11 名であり、定款 27 条 2 項に定める成立定足数を満たしているため、本理事会は成立することを確認し、以下の議案について逐次審議に入った。

I. 議事録署名人の選出

小川千登世理事、堀 浩樹理事が選任された。

II. 前回議事録（案）の確認

議長より、前回議事録（案）が示され、その承認を求めたところ、全員異議なく承認された。

III. 審議事項

1. 法人化 WG について

議長より、資料をもとに、本会の一般社団法人化について構成案が提示され、以下の討議及び確認がなされた。

1) 代議員制の採用について、下記の方向性で進めていくことが確認された。

・一般社団法人化後は現評議員を社員とする。

- ・社員の選任には信任投票を実施する。
 - ・資格更新は2年毎に実施する。
- 2) 会員の定義について、以下の方向性で進めていくことが確認された。
- ・本会においてマイノリティとなっている領域においても理事を選出できるように、領域別会員数が5~10名につき1名の評議員選出可、領域別会員数が50~100名につき理事1名選出可、とするような体制を構築する。
 - ・会員種別に「準会員」を設けて、研修医・学生の入会を促進する。
 - ・「コメディカル」は「メディカルスタッフ」へ呼称を変更する。
- 3) 当事者（患者及び経験者）など医師以外を会員に含めるかについて
- 議長より議場に意見が求められ、以下の意見開陳がなされた。
- ・他学会では会員に含めているため、含めるべきではないか。
 - ・「サポーター会員」などの会員種別を設けてはどうか。
 - ・学術集会については、現状非会員も参加可能であるため、含めた場合も大きな変化はないと考えられる。
 - ・現在は医師以外が会員となる場合、評議員の推薦書を必要としているため、今後もそれを継続すれば、大きな変化はないと考えられる。
 - ・誰でも選挙権を得ることができるようになり、それが悪用されるのではないか。
- 討議の結果、引き続き検討事項とするが、一般社団法人の構成を考える上では、会員に含める方向で進めていくことが確認された。
- 4) 日本医学会の分科会申請について
- 本会のあり方と方向性を考慮した結果、今後、日本医学会の分科会へ申請することが確認された。
- 5) 会計年度と総会時期について
- 議長より、会計年度を4月~3月とし、現行の学術集会時期3日間開催体制を分割し、春に2日間（教育セミナー・シンポジウム中心、総会含む）、秋に2日間（基本的に現行どおり、一般講演中心）開催とする案が示され、議場に意見が求められ、以下の意見開陳がなされた。
- ・教育セミナーと一般講演を同時に開催している現行体制を改善する上で、重要な案である。
 - ・学術集会の日程が現行の4日間（理事会・評議員会を含む）では長いのではないか。
 - ・参加者の旅費について、2日・2日の方が施設へ申請しやすいのではないか。
 - ・春開催とした場合、現状、どれほどの来場者数が見込まれるのか、また費用はどの程度か、見込みを算出すべきではないか。
 - ・放射線腫瘍学会は2開催制としており、春に大都市にて総会を開催し、秋には地方にて教育セミナーを開催している。

- ・アレルギー学会では2開催制から1開催制へ変更しているため、デメリットが大きかったのではないか。
 - ・年間複数回開催は、参加者・主催者にとって負担ではないか。
 - ・小児外科学会の秋季シンポジウムは1日開催だが、その周辺の日程でジョイントミーティングという研究会が開催されている。
 - ・5,6月は、外科医はすでに参加予定学会が多いため、スケジュールを空けるのは難しいのではないか。
- 上記の意見を参考に、法人化WGでの検討事項とすることが確認された。

2. 評議員会2回連続欠席者の資格審査について

井上評議員資格審査委員長より、資料をもとに、定款施行細則第2条における、「正当な理由なしに」の、「正当な理由」の基準について議場に意見が求められたところ、評議員として評議員会へ全く出席できないような状況は認められないと考えられるが、詳細な基準は評議員資格審査委員会の内規に留めることとし、評議員資格審査委員会で内規を検討することとなった。

3. 疾患委員会立候補届について

井上評議員資格審査委員長より、資料をもとに、疾患委員会立候補届について、既存の立候補届に「所信表明」欄が追記された立候補届案が示され、議場に承認を求めたところ、異議なく承認された。

4. 疾患委員会委員の募集の停止、委員会の位置づけについて

議長より、疾患委員会の今後のあり方について議場に意見が求められ、以下の意見開陳がなされた。

1) 疾患委員会発足の経緯とあり方について

疾患委員会は、発生数の把握に始まり、それぞれの時代のニーズにあった役割を担ってきたが、その後に疾患登録委員会や診療ガイドライン委員会が設置され、また、移植登録は TRUMP で一元化されており、ある程度役割を終えたと考えられる。また、腫瘍性疾患は JCCG が整備されつつあり、これらとの役割分担の明確化が必要である。疾患委員会のテーマが血液疾患に偏っており、固形腫瘍の疾患委員会がないことも問題である。これらの現状を踏まえ、学会として必要な機能を再考した上で、発展的解消を見据えて議論を進める。ただし、非腫瘍性血液疾患については、希少疾患であり、後継者育成の観点からも委員会を継続する方がよいかもしれない。また、進行中の研究・業務があるので、一定期間続行が必要である。

特に、再生不良性貧血・MDS 委員会は、中央診断機能を担っており、継続維持が必要である。しかし、経費の多くは担当者の研究費に依存しており、今後の維持形態

について検討を要する。

2) JCCG との役割の違いについて

JCCG が疾患の治療研究を主な活動としていることに対し、疾患委員会は学術活動の一環であり、疾患の治療研究以外の疫学調査や病態解析を目的として組織されたものである。再生不良性貧血・MDS 委員会、血小板委員会、止血・血栓委員会のような役割は JCCG にはないものである。これらの委員会は、疾患委員会がなくなってしまうと、疾患治療研究の活動の場がなくなる恐れがある。

3) 今後のあり方について

疾患委員会の位置づけを明確にするため、当面の委員募集を停止することとし、各疾患委員会担当理事から委員長に今後の委員会のあり方について、委員会活動としての継続に必要性があるか、委員の選出方法は選挙でよいのか、など意見を伺うこととする。次回理事会で今後の方針を決定することとなった。

5. 選挙人・被選挙人名簿について

井上評議員資格審査委員長より、資料をもとに、選挙人・被選挙人名簿が示され、議場に承認が求められ、以下の内容を修正の上、承認された。

- ・前田美穂理事と小川千登世理事は、2 年任期での選任であったため、今回の被選挙権はないものとする。
- ・疾患委員を募集しないため、名簿の疾患委員の項目を削除する。

6. 選挙管理委員について

井上評議員資格審査委員長より、資料をもとに、選挙管理委員選任について、議場に意見が求められ、討議がなされ、以下の項目が決定された。

- ・通常は委員 2 名だが、電子投票初年度のため、3 名の委員を選出する。
- ・今回の選挙管理委員は松下竹次先生、逸見仁道先生、藤本純一郎先生を候補とし、候補者が辞退された場合は、小原明先生にお願いすることとする。
- ・次回以降の選挙管理委員は 2 名とする。
- ・今回は電子投票初年度のため、事務局にて選挙システムの画面操作確認を実施する。

7. 電子投票システムについて

理事長より、電子投票システム（学会支援機構の汎用登録システム）について、投票画面が示され、事務局よりシステムの説明があり、電子投票システムの利用について、議場に承認が求められたところ、以下の内容を修正の上、承認された。

- ・外科領域の理事選出定数が 1 名と誤っていたため、2 名に修正する。
- ・投票画面にて所信表明を閲覧できるようにする。

8. 定款施行細則修正の件

野崎規約委員長より、資料をもとに、下記定款施行細則の修正案（第12条2項、3項の修正及び第19条8項の追記）が示され、議場に承認を求めたところ、異議なく承認された。

(学会誌)

第12条 学会誌は学術集会所を含めて年5回発行する。

2. ~~学会誌編集長は評議員の中から理事長によって委嘱される。~~
学会誌編集長は学会誌編集委委員会の委員長がこれを務める。
3. ~~学会誌編集長の任期は2年とし、連続再任は1回のみ認められる。~~

(会費の納入)

第19条

8. 会員は2年間を上限として休会することができる。休会を希望する場合は理由を明記した申請書(書式は問わない)を理事長宛てに提出する。会員の休会については理事会の承認が必要である。2年以上休会する場合は再申請が必要となる。休会中の会費は免除されるが、学会誌は送付されない。休会から復帰する際には復帰年度の年会費納入とともに復帰申請書を提出しなければならない。休会期間中の会員歴は継続されるが、選挙権、被選挙権、役員、評議員、委員会委員(及び専門医申請)の資格は停止される

9. 教育セミナーの共催について

大賀教育・研修委員長より、資料をもとに、教育セミナーのポスターに、小児がん拠点病院連絡協議会、関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会の共催と記載することについて、議場に意見が求められたところ、一つの事業で実績を二つ挙げることとなるため、共催とは記載しないことが確認された。

また、教育セッション案について、学会中、いずれの2日に参加しても研修単位が取得できるように、会員が参加しやすい枠組みへ調整したことが報告された。

10. 組織球症委員会規程改正について

前田担当理事より、資料をもとに、組織球症委員会規程改正案が示され、その承認を議場に求めたところ、異議なく承認された。

IV. 報告事項

1. 花田監事の休職について

議長より、花田監事が体調不良のため本年度は休職となることが報告された。

2. 庶務報告

越永庶務委員長より、資料をもとに、会員状況について報告がなされた。

また、資料をもとに、29名の入会申請者について議場に承認を求めたところ、異議なく承認された。

さらに、資料をもとに、会員資格継続要望者2名について、資格継続について議場に承認を求めたところ、異議なく承認された。

3. 財務委員会報告

前田財務委員長より、資料をもとに、本年度会計中間報告がなされた。また、第56回学術集会の収支決算報告がなされた。

学会負担金について中間報告と学術集会報告の金額に齟齬があるため、確認することとなった。

4. 社会・広報委員会報告

檜山社会・広報委員長より、本会ホームページ、一般向けページについて、現在製作中であり、今後、背景画像が準備出来次第、公開の目途を立てる予定であることが報告された。

5. 学会誌編集委員会報告

嶋学会誌編集委員長より、資料をもとに、本会学会誌の発行状況及びオンラインジャーナル化進捗状況について報告がなされた。

- 1) 投稿規程に COI 項目を追記した。オンラインジャーナル化後はカラー印刷料金が無料となる。
- 2) 学会誌の英語表記は JJPHO とする。編集後記は別途コンテンツのお知らせに記載する。
- 3) 毎巻3号（講演記録号）の執筆依頼先について、議場に意見が求められ、討議がなされ、以下の項目が決定された。
 - ・教育セッションとシンポジウムを中心に編集委員会が内容を決定する。
 - ・今後は、教育セッションとシンポジウムの演題依頼の際に、演者に学会誌執筆について承諾を得ておく。シンポジウムは執筆を条件としない。
 - ・原著論文の増加を図り、記録号とせず各号に総説等の形で掲載していくことを考慮する。
- 4) J-Stage の閲覧について、議場に意見が求められ、討議がなされ、以下の項目が決定された。
 - ・ID, PW によるセキュリティロックを1年間とし、以後はオープンアクセス可とする方向が確認された。今後 J-Stage とセキュリティについて確認する。
 - ・会費未納者のアクセス禁止については、委員会にて継続して検討する。

- ・非会員購読者（書店での購入者、図書館等）への対応について。委員会で検討することとなった。

6. 倫理委員会報告

前田委員長より、学会集会発表演題のうち、倫理審査委員会事前承認が必要な研究について、今後、総会時、JSPHO ニュース、ホームページで周知されることが報告された。

7. 利益相反委員会報告

小川利益相反副委員長より、資料をもとに、以下の活動報告がなされた。

- ・役員用利益相反自己申告書の回答状況（2015年5月1日時点）130名中110名より回答があり、全回答が集まり次第、委員会開催予定とのこと。
- ・学術集会講演（発表）者の利益相反自己申告書について、学術集会の演題登録システム（Web登録）では、利益相反自己申告書と完全に同一の書式を再現できないため、申告内容・誓約を網羅できていれば、演題登録システム（Web登録）での申告も可とすることについて議場に承認が求められ、異議なく承認された。

8. 保険診療委員会報告

小川保険診療委員より、資料をもとに、医療技術再評価提案書（申請技術名：緩和ケア診療加算の小児入院管理科の包括からの除外）を提出したことが報告された。

9. 専門医制度委員会報告

米田専門医制度委員長より、資料をもとに、以下の報告がなされた。

1) 委員会活動報告

- ・本年度専門医・研修施設・認定外科医・研修集会認定の申請状況が報告された。
- ・試験問題作成委員の受験資格については、問題保管期間3年間は受験不可とするが、それ以降は受験可とすることが提案され、議場に承認が求められ、異議なく承認された。
- ・2015年4月20日に理事会持ち回り審議にて承認を得た下記事項について確認がなされた。

(ア) 学術集会教育セッション（昨年までは3コマ出席で5単位認定）

- ・1コマ（30分）出席で、1単位を認定する。ただし1回の学術集会で認定される単位数は最大5単位までとする。（9コマ出席しても5単位）
- ・シンポジウムに関しては、内容と時間を確認して審査した上で、単位数を決定する。

(イ) 緩和ケア研修会（CLIC）（昨年は2日間すべて参加して5単位認定）

・2日間すべて参加すれば10単位認定する。

2) 2016年問題 WG 報告

2015年4月18日(土)に実施されたことが報告された。

米田委員長より、資料をもとに、2016年問題への対応として、下記事項について議場に承認が求められ、異議なく承認された。

- ・現在の暫定的な緩和要件を5年間延長する。
- ・一定の経験のある専門医を暫定指導医として認定する。認定要件は、これまでの暫定指導医認定要件に準じて今後作成する。
- ・研修施設要件を満たさなくなってから1年以内に要件が満たされない場合、研修施設認定を取り消す。
- ・領域指導医の認定を進めるにあたり、資格要件を緩和すること、立候補でなく、関連学会等から推薦を受けて認定する。

なお、暫定指導医認定における一定の要件について及び研修施設要件を満たさなくなった状態をいつの時点から起算するか及び領域指導医認定の規則改定については、専門医制度委員会での検討事項とする。

また、がん治療認定医の暫定教育医資格を用いて小児がん認定外科医を取得した先生においては、がん治療認定医の暫定教育医資格が2017年に資格失効するため、その際の小児がん認定外科医の資格継続・失効について委員会で検討することとなった。

10. 疾患登録委員会報告

小原疾患登録委員長より、以下の報告がなされた。

1) 活動報告

- ・当年度集計用の疾患登録期日は5月末までとしている。
- ・二次利用についてこれまで受け入れたのはITP委員会、白血病委員会、JPLSGの3件である。

2) 疾患登録データについて、公開されていないデータ(施設名・疾患名・症例数)の二次調査利用について、一般会員から3件申請があり、どの程度受け入れるか、議場に意見が求められ、若手育成の観点から、ある程度利用可能とすべきではないか、との意見があったが、これまで通り、利用は学会内委員会活動としての申請に限ることとなった。

3) 施設別症例数のHPへの公開について

時期尚早であり、公開はしないこととする。

4) 小児慢性の悪性新生物の申請要件で、治療終了後5年までとされていたが、12月の課長通知で、「再発、転移の経過観察も治療の一環としてよい」旨の文章が出されたことについて、会員に情報提供したいが、治療終了時期を延ばすことは、その

後の保険加入に支障をきたす可能性があり、取り扱いに注意を要するため、当面、情報提供は解釈を加えず通知文のみに留めることとなった。

5) 小児慢性疾患 HP の改定について

改定は委員会にて行うが、委員の負担が大きいため、今後、時間をかけて行うなど、対応を委員会にて検討する。

11. 国際委員会報告

堀国際委員長より、資料をもとに、以下の活動報告がなされた。

1) PBC について

- ・契約が締結され、オンライン購読者リストを PBC に通告した。
- ・国際委員会委員長・副委員長を Editor として登録した。
- ・PBC 編集担当者の学術集会招待を検討中である。
- ・学術集会英文抄録の PBC 掲載について検討中である。

2) アジア奨学基金を活用した海外研究者交流事業および招聘事業について

- ・KSPHO との研究者交流事業として 2 名の招待予定。
- ・「アジアの低所得国を対象にした医師・研究者交流事業として 3 名の招待予定。

3) SIOP 招聘活動について

- ・現在 6 か国が立候補している。
- ・SIOP 会長 Dr. Giorgio Perilongo が本年 6 月 17 日～21 日に、京都会場視察及び JCCG 設立記念式典への列席を目的として訪日に向けて準備しているが、その旅費（約 50 万円）について、国に対する公費補助申請が間に合わないため、京都コンベンションビューローからの一部支援を得るが、学会のアジア交流基金より補助支出することについて、議場に承認が求められ、異議なく承認された。

4) APPA アワードへの分科会推薦については推薦者なしとする。

12. 診療ガイドライン委員会報告

菊田診療ガイドライン委員長より、現在読み合わせが終了し、作成を進めていることが報告された。

また、指示療法について、これまで白血病・リンパ腫ガイドラインにのみ記載されていたが、固形腫瘍ガイドラインへも同内容のページを設けることについて、議場に承認が求められ、異議なく承認された。

13. 臨床研究倫理審査委員会報告

滝臨床研究倫理審査委員会より、資料をもとに、以下の活動報告がなされた。

- ・疾患登録データを使用した研究の審査の流れについて、まず、疾患登録委員会へ研究代表者がコンセプトを提出し、理事会承認を受けた上で、臨床研究倫理審査を行

うような手順とし、会員ホームページに公開することとする。

- ・学会の研究及び学会の情報をういた研究について、本会ホームページ上に情報を公開する。
- ・外部委員の藤原先生より退任の要望があり、今後、委員会より交代委員を推薦する予定である。

また、学会外の倫理審査については JCCG に任せてもよいのではないかと、との提案があり、今後の検討事項となった。

14. 疾患委員会報告

1) 血小板委員会報告

菊田担当理事より、資料をもとに、委員会が開催され、現行疫学研究のまとめ及び第2次臨床疫学研究開始に向けた体制作りが行われていることが報告された。

2) 白血病・リンパ腫委員会報告

滝担当理事より、資料をもとに、以下の活動報告がなされた。

(ア) 稀な白血病の研究計画

調査を進めている。

(イ) 「小児白血病・リンパ腫の疫学研究」研究実施計画 ver3 改訂版

臨床研究倫理審査を申請中である。

15. 緩和ケア等委員会

越永委員長より、厚生労働省にてヒアリングを実施した際、担当官より、小児がんに関わる医師は全員、小児緩和ケア研修会を受講しなければならない、との意見があったことが報告され、今後の研修会への参加者を増やすため、所属施設の医師に働きかけるよう役員へ協力が求められた。

これに対し、受講しても受講者の所属施設にメリットが少ないことが受講者の増えない理由ではないか、2日間続けて予定を空けるのが大変である、との意見があった。

16. 第57回日本小児血液・がん学会学術集会報告

杉田会長より、資料をもとに、学術集会準備状況について以下の報告がなされた。

- ・1日目の教育セッションについて、受講しやすいよう昼の時間帯開催へ変更した。
- ・シンポジウム 6,10 は教育セッションとする。
- ・PBC 英文抄録掲載は行わない。
- ・総会は、法人変更（NPO 解散を含む）の審議・議決や学会賞やポスター賞の表彰もあるためもう少し時間確保してほしい、また、学会賞受賞者の内容紹介は5分×4＝20分のセッションが必要のため、こちらについても時間を検討することとする。

- ・シンポジウム3へ Editor-in-chief of PBC を Dr.Arceci 招待することについては、現在の Editor-in-chief of PBC であるかも含めて、今後確認することとする。

17. 第58回日本小児血液・がん学会学術集会報告

黒田次期会長より、第58回学術集会について、開催曜日変更を検討していたが、小児がん看護学会とがんと子どもを守る会に確認したところ、曜日を木・金・土とすることは大きな問題ではないが、今回については待つてほしいとの返答があり、当初の予定通り、2016年12月16日（金）～18日（日）に開催されることが報告された。

18. 第59回日本小児血液・がん学会学術集会報告

石井次々期会長より、第59回学術集会開催日について、2017年11月9日（木）～11日（土）の予定であることが報告された。会場は愛媛県民文化会館（ひめぎんホール）を予定している。9日（木）に、国際交流会を大和屋にて、10日（金）に、会員交流会を全日空ホテルにて開催予定である。

19. 移行期医療検討委員会報告

前田委員長より、第1回委員会が開催されたことが報告された。小児科学会のWGにも参加し、今後の活動について検討している。

20. 日本小児・思春期・若年成人がん関連学会協議会報告

堀部理事長より、協議会が発足され、下記のように研究を進めていることが報告された。

- ・民間の研究費助成を検討している。
- ・多くの関連学会から賛同を受けている。
- ・関連学会が保持・公開している、30歳未満の疾患データを突き合わせてどのようなことが可能かを検討中である。
- ・診療施設に対し、AYA世代に関するアンケートを実施予定である。

議長は、以上をもって本日の議案の審議を全て終了した旨を述べ、閉会を宣した。